

「人と農地の問題」の解決に向けて、農地の集積を進めようとする皆さんを支援します。

# 農地集積協力金

農地集積に協力する者に対して、協力金を交付します。

経営転換協力金	分散錯圃解消協力金
<p><b>● 交付対象者</b>                      地域の中心となる経営体への農地集積に協力する農地の所有者</p> <p>① 土地利用型農業から経営転換する農業者                      ② リタイヤする農業者                      ③ 農地の相続人</p> <p>※ 遊休農地の保有者は、経営転換協力の交付は受けられません。(ただし、遊休農地を解消する計画書を農業委員会に提出し、確認してもらった場合は受けることができます。)                      ※ 農業者戸別所得補償制度の加入者又は加入要件を満たす見込みのある者である必要があります。</p>	<p><b>● 交付対象者</b>                      地域の中心となる経営体の分散した農地の連坦化に協力する農地の所有者又はその世帯員等で、次に該当する者</p> <p>① 地域の中心となる経営体が耕作する農地に隣接する農地の所有者                      ② 地域の中心となる経営体が耕作する農地に隣接する農地を借りて耕作していた農業者</p> <p>※ ①・②のいずれも農業者戸別所得補償制度の加入者又は加入要件を満たす見込みのある者である必要があります。</p>
<p><b>● 交付要件</b></p> <p>① 土地利用型農業から経営転換する農業者の場合                      ○ 土地利用型作物を栽培する全ての自作地を、農地利用集積円滑団体などに、白紙委任することが必要です。</p> <p>② リタイヤする農業者・農地の相続人の場合                      ○ 10a 未満の農地を除く全ての自作地を、農地利用集積円滑団体などに、白紙委任することが必要です。</p> <p>※ 他の農業者に利用権を設定している農地又は農作業を委託している農地を除く。                      ※ 「土地利用型農業」とは、稲・麦・大豆・そば・なたねを生産する農業をいいます。                      ※ 「白紙委任」とは、農地を貸す相手先を指定しない委任契約のことで、委任期間は10年以上で、6年以上の農地の貸し付けをすることです。</p>	<p><b>● 交付要件</b></p> <p>① 農地利用集積円滑団体などに、白紙委任することが必要です。                      ※ 「白紙委任」とは、農地を貸す相手先を指定しない委任契約のことで、委任期間は10年以上で、6年以上の農地の貸し付けをすることです。                      ※ 遊休農地は、分散錯圃解消協力金は対象農地となりません。</p>
<p><b>● 交付単価</b></p> <p>0.5ha 以下 : 30 万円/戸                      0.5ha 超 2.0 以下 ha : 50 万円/戸                      2.0ha 超 : 70 万円/戸</p>	<p><b>● 交付単価</b>                      5,000 円/ 10a</p>
<p><b>● 相談窓口</b></p> <p>錦江町役場 本 庁 産業振興課 TEL 22-3036                      田代支所 産業建設課 TEL 25-2511                      鹿児島県 大隅地域振興局 農政普及課 TEL 0994-52-2139</p>	

※ 経営転換協力金の交付を受けた者は、「分散錯圃解消協力金」の交付を受けられません。  
 ※ 分散錯圃解消協力金の交付を受けた者については、当該交付を受けた年度は「経営転換協力金」の交付対象から除きます。